平成２４年（フ）第６０２号
静岡市葵区下1093番地の９
破産者　有限会社神州急送
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４号
北九州市小倉北区京町４丁目３番16号
破産者　株式会社ファーストワンサポート
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８４号
群馬県伊勢崎市大手町９番19号
破産者　被相続人酒井教子相続財産
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目22番１号
破産者　株式会社ダイワプロジェクト
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
岡山県玉野市築港２丁目17番23号
破産者　山陽建設工業株式会社
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９７号
高知県南国市久枝乙248番地１
破産者　土佐海商株式会社
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６８号
山形県鶴岡市藤浪２丁目88番地１ふじなみ住宅12号、開始決定時の住所山形県鶴岡市下名川字村下27番地24
破産者　渋谷　愼一
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８７１号
広島市中区西白島町２番６―102号
破産者　村上　進一
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６号
徳島市国府町府中77番地
破産者　立石友三郎
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３１号
京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547番地
破産者　武智　信夫
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８０号
京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547番地
破産者　武智　笑子
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２７号
京都市上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町247番地13、開始決定時の住所京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町122番地１ディオ・フェルティ北野東509号
破産者　塩塚　博之
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６１号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地５棟202、前住所京都市伏見区淀際目町35番地の１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟202号
破産者　木下　忠治
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城134番地１
破産者　松田　雄二
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６８号
愛媛県南宇和郡愛南町深浦1178番地
破産者　安村　和則
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第９７号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲555番地４
破産者　稲葉　由貴
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２２２号
横浜市南区永田台11番13号
破産者　土居　永典
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
大分県宇佐市院内町原口410番地
破産者　古野　　功
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係